

丹波竜化石工房拡充工事関連業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

丹波竜化石工房拡充基本計画（以下「拡充基本計画」という。）に基づき、学術的にも貴重な化石や自然への好奇心を育み、地域に根付いた生涯学習施設及び丹波の地質や化石の情報発信拠点として斬新かつ効果的な展示など、施設の拡充工事関連業務を行うことを目的とする。

受注者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用し、本業務に係る提案を広く求め、事業者又は業務責任者の実績、技術力、企画力等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務番号 丹恐竜業第1号
- (2) 業務名称 丹波竜化石工房拡充工事関連業務
- (3) 業務内容 別紙「丹波竜化石工房拡充工事関連業務 要求水準書」に示すとおりとする。
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和7年6月30日まで

3 支払限度額

業務の見積限度額は、451,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

4 提案概要

本業務において、企画提案を求める概要は以下に示す事項とする。

- (1) 拡充基本計画及び丹波竜化石工房拡充展示委員会による展示計画に基づく提案、とりまとめ
- (2) 実施設計・設計監理業務
- (3) 意匠図（平面図、立面図、展開図）
- (4) 展示構成詳細リストの作成
- (5) 事業費資料の作成（ランニングコストを含む）
- (6) 展示に関する業務（造作、映像、サイン、新規標本等）
- (7) 仮設・解体工事
- (8) 内装工事
- (9) 設備工事
- (10) 倉庫（バックヤード）工事
- (11) 備品関係
- (12) 山南支所庁舎等改修工事に伴う調整
- (13) リニューアルオープンに向けた啓発コンテンツの提案
- (14) その他拡充・リニューアルオープンに関し有益な提案

5 丹波竜化石工房拡充工事関連業務公募型プロポーザル評価委員会

受注者の選定を厳正かつ公平に行うため、丹波竜化石工房拡充工事関連業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

6 参加資格者の要件等

(1) 参加資格者要件

本プロポーザルに応募する事業者（以下「参加希望事業者」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 法人格を有し、本業務を円滑に遂行するために必要な事業規模及び安定的な経営基盤を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 丹波市財務規則（平成 16 年丹波市規則第 41 号）第 72 条の 2 に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、市の入札参加資格に登録していない事業所については、入札参加資格審査に必要な書類を参加意向申出書とともに提出すること。
- ④ 国税、丹波市税（法人市町村民税、住民税（特別徴収）、固定資産税等）を滞納していないこと。ただし、市税においては市内業者及び準市内業者のみとする。
- ⑤ 本プロポーザルへの参加意向申出書提出の日から契約締結の日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準（平成 18 年 11 月 1 日告示第 778 号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- ⑦ 法人又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例（平成 24 年丹波市条例第 53 号）第 8 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧ 官公庁及び官公庁に準ずる機関が発注した社会教育施設（自然史系博物館の事業に類する事業を行う施設）で、丹波竜化石工房と同等規模（670 m²）以上の新設、拡張、改修工事等を元請として受注した事業実績を有すること。
- ⑨ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を有すること。

(2) 参加資格の確認

参加希望事業者の参加資格の確認は、参加意向申出書の提出を基準とする。

ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

(3) その他

- ① 市が提示する質疑への回答書は、実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、参加希望事業者に通知する。

7 スケジュール

項 目		日 程
実施要領等の公表		令和5年10月27日（金）
提案書等関係書類に関する 質問	受 付	令和5年10月27日（金）から 令和5年11月10日（金）正午まで
	現場説明	令和5年11月7日（火）午前9時～午後5時 ※参加希望事業者との時間調整のうえ実施
	回 答	令和5年11月15日（水）午後1時から
参加意向申出書等の提出期限		令和5年11月17日（金）午後5時まで
参加資格確認結果通知書 プロポーザル関係書類提出要請書の送付		令和5年11月24日（金）
提案書等関係書類提出期限		令和5年12月22日（金）午後5時まで
提案審査の実施（プレゼンテーション）		令和6年1月10日（水）※別途通知
提案審査結果の通知		令和6年2月中旬
業務委託契約の締結		令和6年3月下旬

※各項目において、窓口での受付及び応対時間は、上記期間のうち休館日及び閉館時間を除く。

8 実施要領等の公表

本業務に関する実施要領等の資料は、市公式ホームページ及び丹波竜化石工房のホームページ「丹波竜.com」に掲載する。

【ホームページ URL】

<https://www.city.tamba.lg.jp/>（市公式ホームページ）

<https://www.tambaryu.com/>（丹波竜化石工房ホームページ「丹波竜.com」）

9 現場説明の開催

現場説明を希望する参加希望事業者は、令和5年11月2日（木）までに事務局へメールで連絡すること。日程については、別途調整のうえ実施する。

【メールアドレス】

kyouryu@city.tamba.lg.jp

10 提案書等関係書類に関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

本実施要領及び要求水準書に関して不明な点がある場合は、質問書（様式4）を電子メールで送信すること（内容を簡潔にまとめて記載すること）。

なお、原則として、持参又は郵送による書類、口頭及び電話等による質疑は、受け付けない。

(2) 提出期限 令和5年11月10日（金）正午必着

(3) 宛 先 丹波市教育委員会 教育部 恐竜課（丹波竜化石工房内）
担当：吉竹・畑中 電話番号：0795-77-1887（直通）
メールアドレス:kyouryu@city.tamba.lg.jp

(4) 提出書類 質問書（様式4）

(5) 提出方法 上記のメールアドレスに電子メールにより提出すること。
送信時は、件名を「丹波竜化石工房拡充工事関連業務公募型プロポーザル質問書」とし、添付ファイルとして送信すること。
送信後は、必ず送信の連絡と、到達の確認を電話にて行うこと。

(6) 質問への回答

令和5年11月15日（水）午後1時から、質問者名を伏せて、市公式ホームページ及び丹波竜化石工房のホームページ「丹波竜.com」に掲載する。なお、質問への回答内容は、実施要領等の追加又は修正事項とする。

11 参加表明の手続き

参加希望事業者は、関係書類を以下により提出すること。

(1) 提出期限 令和5年11月17日（金）午後5時必着

(2) 提出方法 持参又は郵送
※窓口での受付及び対応時間は、上記提出期限までのうち休館日及び閉館時間を除く。
※郵便事故等についての異議申し立ては受け付けない。

(3) 提出先 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地
丹波市教育委員会 教育部 恐竜課（丹波竜化石工房内）

(4) 提出部数 製本2部(正本1部、副本1部)

(5) 提出書類

①から⑧までの応募書類を、様式1を1ページとして、順次A4判フラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「丹波竜化石工房拡充工事関連業務公募型プロポーザル参加表明関係書類」及び「会社名」を記載して提出すること。原則としてA4判(A3判を折り込んでA4判とすることは可)用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。なお、提出にあたっては、「参加資格確認用チェックシート」の内容を確認のうえ、その他必要資料に添付し提出すること。

① 参加意向申出書(様式1)

② 誓約書(様式2)

③ 完納証明書(様式3)

④ 会社概要書(様式5)

※会社の沿革及び組織のわかる書類、PR用パンフレット等を添付すること。

⑤ 業務実績書(様式6)

⑥ 業務実施体制調書(様式7-1)

⑦ 実施体制図(様式7-2)〔任意様式可〕

⑧ 配置予定技術者調書(様式8)

※参加資格確認用チェックシート

(6) 無効となる応募書類

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

(7) 留意事項

① 「参加資格確認用チェックシート」を添えて提出すること。

② 業務実績書(様式6)の業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。

③ 業務実績については、契約書又はCORINS等の写しを提出すること。

また、業務担当予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の写し(該当部分のみで可)を添付すること。

④ 配置予定技術者調書(様式8)は、業務実施体制調書(様式7-1)に記載した業務担当予定技術者ごとに作成すること。

⑤ 市の入札参加資格に登録していない参加希望事業者については、入札参加資格審査に必要な書類を以下の市公式ホームページ内のURLを参考に提出すること。

【参考URL】

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/jigyokanri/r5-6nyuusatsusankashikakushinsei.html>
各申請様式:[建設工事]、[物品・役務]

12 参加資格確認の結果通知

提出された書類について、その内容を審査し、参加資格の認否について参加資格確認結果通知書（様式9）により通知する。審査結果の通知は、郵送により行うとともに、メール送信により通知する。

また、参加資格を有する者にプロポーザル関係書類提出要請書（様式10）により企画提案書等関係書類の提出を依頼する。

13 提案書等関係書類の提出

参加資格確認結果通知書（様式9）により参加資格を満たした事業者（以下「参加資格事業者」という。）は、提案書等関係書類を次により提出すること。

(1) 提出期限 令和5年12月22日(金) 午後5時必着

(2) 提出方法 持参又は郵送

※窓口での受付及び応対時間は、上記提出期限までのうち休館日及び閉館時間を除く。

※郵便事故等についての異議申し立ては受け付けない。

(3) 提出先 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地
丹波市教育委員会 教育部 恐竜課（丹波竜化石工房内）

(4) 提出部数 製本10部（正本1部、副本9部）

(5) 提出書類

①から⑥までの提出書類を、様式12-1を1ページとして、順次にA4判フラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「丹波竜化石工房拡充工事関連業務提案書等関係書類」を記載し提出すること。

原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。

いずれの書類も、会社名の記載は正本のみとし、副本9部は会社名を伏せること。また、インデックス等を使用し、提出書類がわかりやすいようにまとめて、電子データと合わせて提出すること。提出後、必要に応じて詳細資料を求める場合は、それに応じること。

① 提案書（様式12-1）

② 丹波竜化石工房拡充基本計画に基づく提案書（様式12-2）〔任意様式可、20枚以下にまとめること。〕

- ③ 業務工程表〔任意様式〕
- ④ 業務見積書（様式13-1）〔任意様式可〕
- ⑤ 見積内訳書（様式13-2）〔任意様式可〕
- ⑥ 維持管理見積書（様式13-3）〔任意様式可〕

(6) 留意事項

- ① 要求水準書及び提案書等関係書類に基づき作成すること。
- ② 業務見積書（様式 13-1）は、本業務の総額を記入すること。押印する印鑑は、入札参加資格申請書に届出している印、若しくは、会社印及び代表者実印（法務局への登録印鑑）とする。
- ③ 見積内訳書（様式 13-2）は、見積内訳（積算根拠）を記入すること。
- ④ 維持管理費見積書（様式 13-3）は、拡充後の保守・更新などの運用面において、10年間の維持管理費（保守・システム機器更新等必要な経費）について見積ること。

14 提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）実施方法

(1) プレゼンテーション実施方法

- ① 審査の実施方法は、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成 28 年 3 月 18 日告示第 191 号）の定めによる公募型プロポーザル方式とする。
- ② 審査は、別に定める評価要領及び評価基準に基づき、提案書等関係書類（会社概要、企画提案書類及び見積書）の審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ③ 評価要領及び評価基準の定めに基づく審査により、受託候補者 1 者を決定する。
- ④ 参加資格事業者が 1 者の場合でも審査を実施し、評価委員会において最低水準点を満たし、適切な事業者であるかを審査する。

(2) プレゼンテーション実施日

日時：令和 6 年 1 月 10 日（水）※時間等詳細は別途通知する。

(3) プレゼンテーション実施場所

丹波市立山南住民センター 2 階 集会室

(4) プレゼンテーション内容

1 者あたり 40 分以内とし、そのうち冒頭の 20 分は参加資格事業者による提案のプレゼンテーションとし、評価委員によるヒアリングを 20 分程度実施する予定とする。

※準備・撤収は、審査前後の 10 分間の休憩時間に行うこと。

(5) プレゼンテーションの留意事項

- ① プレゼンテーションでは、提出書類の中で特に提案したい点や独自性、口頭で補足したい点、提案の背景などを求めるものとする。
- ② 説明者の中には、必ず管理技術者を含めること。
- ③ 当日使用するプロジェクター、スクリーン及び接続ケーブル（HDMI ケーブル）のみ本市で用意する。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器等は、参加資格事業者が用意すること。なお、審査当日までに接続確認等を希望する場合は、事前に市に申し出ること。
- ④ 当日の出席者は3名程度とする。
- ⑤ プレゼンテーションの順番は、提案書等関係書類の受付順とする。ただし、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。
- ⑥ 資料は事前に提出のあった提案書とし、追加資料の受け付けはしない。
- ⑦ スクリーンで使用するスライド資料は提案書を基にしたものに限る。なお、提出のあった提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価対象としない。
- ⑧ プレゼンテーション及び評価委員会は非公開とする。
- ⑨ プレゼンテーション及び評価委員によるヒアリングは、音声の録音を行う。
- ⑩ 天災等の不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションを延期する場合がある。
- ⑪ WEB会議システムを使用したプレゼンテーションは原則認めない。
- ⑫ 指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。

15 評価基準

別紙「丹波竜化石工房拡充工事関連業務評価要領及び評価基準について」のとおり

16 審査及び結果通知

プレゼンテーション審査終了後に集計を行い、最低水準点を満たしている参加資格事業者のうち、評価点数の最も高い参加資格事業者を受託候補者に決定する。

- (1) 結果通知 令和6年2月中旬頃に、提案書審査結果通知書（様式14）によりすべての提案者に対して書面で結果を通知する。
- (2) 結果公表 審査結果は、市公式ホームページ及び丹波竜化石工房のホームページ「丹波竜.com」で公表する。

17 契約の締結

市は、本業務の受託候補者として特定された参加資格事業者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点の参加資格事業者と契約の交渉を行う。

最終的な契約内容及び契約金額については、市が受託候補者として特定された参加希望事業者と契約締結に向けて協議及び調整をし、最終的な業務内容並びに契約金額

を確定するものとする。よって、提案内容及び提案時の業務見積書の見積金額でそのまま契約の締結をするものではない。

なお、提案資料及び提案内容については、提案のあった見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

18 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、当該の応募事業者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 支払限度額を超えた業務見積額の提案があったとき。
- (4) 公正を欠いた行為があったとして評価委員会が認めた場合。
- (5) 提出書類に不備があり、評価委員会が再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出されなかった場合。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合。
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (8) その他、評価委員会が社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認めた場合。

19 その他留意事項

- (1) 事業者は、参加意向申出書等の書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 企画提案書の提出は、1参加者につき1案とする。
- (5) 事業者から実施要領等に基づき提出される提案書等関係書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、本市が選定結果の公表等に必要な場合は、提案書等関係書類の内容を使用できるものとする。
- (6) 提出書類等は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (7) 提出書類等は、必要に応じて複製（庁内及び評価委員会での使用に限る。）を作成することがある。
- (8) 提出書類等について、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (9) 提出後の提出書類の修正等は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、その提出期限内においてのみ可能とする。
- (10) 提出書類等の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。
- (11) 本プロポーザルの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（様式12）を提出すること。
- (12) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し、丹波市指名停止基準（平成18年11月1日告示第778号）に定める指名停

止措置を行うことがある。

- (13) 選定結果は、プレゼンテーションに参加した全ての事業者へ通知する。受託候補者の特定結果について、市公式ホームページ及び丹波竜化石工房のホームページ「丹波竜.com」に公表する。ただし、審査経緯は公表しないものとする。
- (14) 選定結果等について不服及び異議申立てをすることはできない。
- (15) 業務履行の開始前において委託業務に必要な準備は、事業者の費用負担により行うこと。

20 事務局

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地

丹波市教育委員会 教育部 恐竜課（丹波竜化石工房内）担当：吉竹・畑中

電話番号：0795-77-1887（直通）、FAX：0795-77-0891

メールアドレス：kyouryu@city.tamba.lg.jp